

平成25年 教育委員会第13回定例会 会議録

日 時 平成25年 7月23日 (火)

午後 3時00分～午後 4時05分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【子ども総務課】

- (1) 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施

【指導課】

- (1) 平成26年度使用 特別支援学級教科用図書採択  
(2) 平成26年度使用 九段中等教育学校後期課程用教科用図書採択

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 千代田区立神田一橋中学校の位置変更

第 3 その他

【子ども施設課】

- (1) 九段小学校・幼稚園施設整備について

【指導課】

- (1) 今後の中等教育の在り方について

出席委員 (5名)

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	市川 正
教育委員	中川 典子
教育長	山崎 芳明

出席職員 (13名)

子ども・教育部長	大畠 康平
次世代育成担当部長	高橋 誠一郎
参事 (子ども健康担当)	田中 敦子
子ども総務課長	村木 久人
副参事 (特命担当)	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	亀割 岳彦
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	依田 昭夫

指導課長	佐藤 興二
統括指導主事	高橋 美香
九段中等教育学校 校長	倉田 朋保
九段中等教育学校 副校長	山本 一之介

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長 | 開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は傍聴を許可することとしますので、ご了承いただきたいと思います。  
 それでは、ただいまから平成25年教育委員会第13回定例会を開会します。  
 本日は、欠席はございません。  
 今回の署名委員は、市川委員にお願いします。

◎日程第1 協議

子ども総務課

- (1) 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施

指導課

- (1) 平成26年度使用 特別支援学級教科用図書採択  
 (2) 平成26年度使用 九段中等教育学校後期課程用教科用図書採択

近藤委員長 | それでは、日程第1、協議に入ります。  
 初めに、子ども総務課長より説明を願います。  
 子ども総務課長 | それでは、協議の1番目、平成25年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の実施についてご説明申し上げます。  
 こちらの点検評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、平成20年度から毎年実施しているものです。  
 まず、資料をご覧ください。  
 まず1番に「目的」とございます。  
 次に、2番に「実施方法」とございます。こちらにつきましては例年どおりですので、本日の説明は省略させていただきます。  
 次に、3の「実施方針」になります。こちらに記載しておりますように、「平成23年度からの3年間は、特定のテーマに絞った議論が進むよう、「千代田区共育マスタープラン」で掲げる「7つの施策の基本的方向」に連なる

重要事業を概観していくことを基本」として実施するという方針のもとにこちらの点検評価を行ってきたところでございます。本年度は、この方針での取り組みの最終年となります。

次に、4の「第1回有識者会議」ですが、法律では、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとしてされておりまして、千代田区ではこの規定に従い、これまでも有識者会議を開いてきたわけですが、今年度は、8月26日に第1回の有識者会議を開催したいということで調整しているところです。

会議のメンバーにつきましては、次の5、「点検及び評価に関する有識者」のところに記載がございまして、前々年及び前年から引き続き、明石先生、高野先生、湯川先生の3人の先生方をお願いしたいと考えております。

実施の概要については以上になります。

では、資料を1枚めくっていただきまして、次に、「平成25年度教育に関する事務の管理・執行状況の点検評価 実施方針（案）」という資料がございまして、こちらをご覧ください。

まず、1番のところに「対象の事務事業」ということで、対象の事務事業を選定する方針について、こちらに記載してございます。先ほどもご説明しておりますとおり、また、ここの（2）のところにも記載しておりますとおり、ここ2年は、千代田区共育マスタープランに掲げる「7つの施策の基本的方向」、こちらの幾つかをテーマとして選んで、その基本的方向に連なる施策を対象として実施してきました。これまで、23年度は、基本的方向の2、「子育てに喜びとゆとりをもてるよう親と家庭を支援する」、及び基本的方向の6、「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」、平成24年度は、基本的方向の1、「子どもがのびのびと健やかに育つよう支援する」、基本的方向の4、「子どもの成長に応じた経験や学びの場をつくる」、基本的方向の5、「社会全体で子育てや教育の向上に取り組む」、さらに23年度に引き続きまして、基本的方向の6、「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」、以上4つの基本的方向に定めます施策について点検評価を実施してきました。

したがって、7つのうち、いまだ点検評価の対象となっておりませんのは、基本的方向の3、「安心して子育てできるまちをつくる」と、基本的方向の7、「質の高い次世代育成や教育環境を整備する」の2つとなります。（3）のところに記載してございますように、本年度は、この2つの基本的方向に定めます施策を点検評価の対象として選定していきたいと考えております。

また、基本的方向の6、「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」につきましては、学校教育にかかわる分野でございまして、こちらについては、3年間を通してさまざまな形で点検評価を行うという方針でやってきましたので、本年度も引き続き基本的

方向6に定めます施策も点検評価の対象としてまいります。したがって、本年度は、こちらの基本的方向の3番、6番及び7番、こちらに記載されております施策、これにつきまして点検評価を実施するという形で行いたいと考えております。

次に、もう1枚めくっていただきまして、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 対象事業(案)」という、項目番号が10番までついた表の資料がございます。こちらに掲げております10の事業、こちらが本年度の点検及び評価の対象事業として選定させていただきたいと考えているものでございます。

左から2番目の欄に、星印がございますが、こちらが先ほど申し上げました、主として学校教育にかかわるものということで、教育の中心であるということで、星印がついております。共育マスタープランで言うところの基本的方向6番から毎年選定するというところでやっているものでございます。

では、2枚目の資料に戻っていただきますが、対象の事務事業の選定については以上ということになります。

2番の「点検・評価シート」ですけれど、教育委員会としての評価方法につきましては、昨年度と同様の様式を用いまして、評価シートの案を作成させていただきたいと思っております。

それから、最後にスケジュールになります。

こちらにつきましては、本日のこの委員会で対象事業を含みます実施方針を決定し、先ほども申し上げましたが、第1回目の有識者会議を8月26日に実施し、有識者会議は全体で3回ほど行い、年明けをめどに点検・評価報告書の作成案をまとめていきたいと考えております。

最後に、この「実施スケジュール」という表を資料として、添付しておりますので、こちらで、事務局、有識者会議、そしてこの教育委員会定例会、それぞれどういった流れでいくかということをご確認いただきたいと思います。

説明は以上となります。

近藤委員長

ありがとうございました。

例年行っている事務事業の点検評価ですが、3年間で同じ方向性で動いているということ、今年度は、昨年、一昨年度と、項目は違えども同じやり方だというご説明です。共育マスタープランの、ことしは3番、7番、それから6番は毎年、実際の教育の中身、毎年行っているという説明がございました。さらには今年度の有識者会議の進め方、あとは具体的な2枚目の資料の2番目のところ、この「定性的評価」というのは、数値によらないという意味の評価ということですか。

子ども総務課長

そうです。

近藤委員長

定数の逆の意味の評価ということですか。

子ども総務課長

そうですね。以前は5段階の数字で評価していたようですけど、それを改めまして、新たな様式でということですので、そういった数字の評価ではな

いということですよ。

近藤委員長 これ、ここに説明がある文言で、「昨年度と同様、定性的評価に様式を改める」というのは、昨年度もこの形なわけですよ。

子ども総務課長 すみません。表現が曖昧ですが、昨年度と同じ様式ということで、昨年度もこのやり方でやったということでございます。

近藤委員長 はい、わかりました。  
ご質問がありましたらお願いします。  
どうぞ。

中川委員 スケジュールの中で、11月に「施設視察」というのがあるんですけども、平成25年度は基本方針3、6、7を主に点検するということなので、それに従って施設も選ぶということですか。

子ども総務課長 はい、そのとおりでございます。こちらの10項目の中のいずれかの事業と特に関連の深いところで、施設を選択したいと考えております。

中川委員 まだ決まっていますか。

子ども総務課長 まだ決めてはおりません。

近藤委員長 それは、事務局側で主導してということよりも、委員の方々からの具体的な希望とまではいかななくても、考え方に沿ってということですか。

子ども総務課長 事務局から一定のご提案はしますが、最終的にはこちらの委員の先生方に決めていただきたいと考えております。

近藤委員長 はい、わかりました。  
ほかにはいかがでしょうか。

古川委員 事業名称の「校内通級指導の推進」についてなんですけれども、この内容でいくと、千代田の子どもたちの、特別支援が必要な子どもたちの実態についても触れられていくと思うんですが、支援の形が、現在、通級教室と固定教室の2つがあり、固定級まで含まれた、千代田の発達支援の施策の全体を踏まえた中での通級教室の推進という形で見ていただきたいのと、子どもたちの実態が今の通級の形だけで合っているか、対応できているかという点についても見ていただきたいと思いました。

子ども総務課長 この事業に限りませんが、ほかの事業も含めまして、ここに挙げた事業、確かにこれが中心となるわけですが、それそのものに限定されるわけではなく、それが全体の中でどういった位置づけになるかということで評価されていくと考えておりますので、そういった意味では、こちらも単なる校内の通級にとどまらず、全体としてどういった評価をするかということをお先生方にはご議論いただくことになると思います。

近藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

3年目、同じ形での3回目ということですが、大体どういうものかというイメージは、多分委員の方々には描けていると思うので。

質問がなければ先へ進みますが、よろしいですか。

(なし)

近藤委員長  
指導課長

それでは、次に、指導課長より説明を願います。

まず、「平成26年度使用 特別支援学級用教科用図書採択」についてのご協議をお願いしたいと思います。

この件につきましては、5月23日の教育委員会でご説明申し上げましたとおり、特別支援学級の調査研究を6月中にさせていただきまして、7月16日火曜日に、指導課に申請理由及び結果報告をしていただいたものを取りまとめたものを、本日ご協議いただくものになっております。

特別支援学級で使用する教科書の選定ということで、千代田小学校並びに麴町中学校に設置されている特別支援学級で来年度使用する教科用図書の選定についてご協議をいただくものでございます。

特別支援学級の教科用図書の採択につきましては、特別支援学級の子もたちの状況はさまざまに変化いたしますので、毎年度採択をお願いしているところでございます。特別支援学級の教科用図書につきましては、子どもたちの個別指導計画に基づき、設置校の校長が選定をいたします。

この後、詳しく統括指導主事からご報告を申し上げますが、それをお聞きいただいた後、ご協議、ご検討いただければと思います。

よろしく願いいたします。

近藤委員長  
統括指導主事

はい。

それでは、説明させていただきたいと思います。

「平成26年度使用 特別支援学級用教科用図書採択」というステープラーどめの資料をご覧ください。

まず、特別支援学級用の教科用図書採択の制度につきましてご説明を申し上げます。

資料16ページ、ここに資料3「平成26年度使用特別支援学級教科用図書採択について」という資料がございます。

この1の「採択の方法」でございしますが、特別支援学級の教科用図書につきましては、原則として通常の学級において使用する教科書を使用することになっております。また、学校教育法附則第9条の規定によります教科用図書の採択に当たっては、特別支援学級設置校の校長からの申請によるものとなっております。

学校教育法附則第9条の規定によります教科用図書につきましては、中段の3、「採択の原則」、ここにごございますように、特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則でございしますが、児童・生徒の障害の種類や程度、能力や特性から判断し、教科により当該学年の検定教科書等を使用することが適当でない場合、これに替わる適切な一般図書を使用することができる、このように学校教育法附則第9条に定められております。このことから、特別支援学級用の一般図書を、一般的には、「第9条本」というような言い方をしております。この第9条本でございしますが、下の米印のところにごございますように、東京都教育委員会が調査し、特別支援教育教科書として用いる観点から選定された図書というこ

とになります。

この後ご説明させていただく特別支援学級設置校の校長からの選定結果として申請のありました一般図書は、全て東京都教育委員会が調査し、選定した図書の中から選ばれているということになります。

続きまして、5ページ、資料1をご覧ください。この採択の原則に従いまして、特別支援学級設置校校長より提出されました選定についての申請文書でございます。

まず、千代田小学校長より7月16日付25千千小発第47号をもちまして、また、この裏面にごございます麹町中学校から7月16日付25千麹中発第42号をもちまして、選定結果が事務局に届けられております。この結果をまとめたものが、この資料の1から4ページにごございます「平成26年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧」でございます。

それでは、各設置校から提出されました選定結果につきましてご説明を申し上げます。

千代田小学校からは、1・4・5学年は、全種目、通常学級で使用する教科用図書を使用するという申請になってございます。第2・第3・第6学年につきましては、全種目において一般図書、先ほど申しあげました第9条本を使用するという申請です。

続いて、3ページをご覧ください。

中学校の設置校であります麹町中学校から、全学年、種目によって一般図書、もしくは通常学級使用の教科用図書を使用するという申請が出されております。

なお、今お話ししております学年につきましては、平成26年度、すなわち次年度の学年となります、今年度の各学年の在籍状況につきましては、先ほどお示ししました16ページの資料3、一番下のところに在籍数がそれぞれ示されております。

それぞれの学校が一般図書を使用するという理由につきましては、7ページから、資料2としまして、「選定理由書」として示しております。この7ページは、ちょうど小学校1学年で、全て通常学級で使用する教科用図書を使用するとの申請でございますので、この選定理由は斜線となっております。

また、当該学年において、当該教科が設定されていない場合には、その種目に斜線を引いております。

一般図書を選定した2・3・6年につきましては、それぞれ8ページ、9ページ、12ページに選定理由を記載してございます。

同様に、全学年で一般図書を使用する麹町中学校の選定理由につきましても、13ページから記載してございます。

なお、1点補足でございますけれども、通級指導学級、こちらに通級している児童・生徒の教科用図書につきましては、通常学級と同じものを使用ということになっております。今回は、特別支援学級に在籍する児童・生徒の

ための教科用図書の選定ということでございますので、よろしくお願いたします。

特別支援学級用教科用図書の選定についてのご説明は以上になります。

近藤委員長 ありがとうございます。

指導課からもう1点、九段中等教育学校の後期課程の教科書のことがありますけれども、ちょっとニュアンスが違うことだと思っておりますので、1つずつ別々にしたいと思っております。

それでは、今ご説明をいただきました特別支援学級教科用図書採択のことについてご質問ございますか。

古川委員 中学校ですけれども、1学年でも何種類か挙がっておりますが、一般図書は、そのお子さんに応じたものということですが、まだ入学されていない方の分で決まっているというのはどういったことなのでしょう。

指導課長 当然まだ在学しているわけではないので、小学校の特別支援学級に在籍しているお子さんの情報をもとに選定をしております。

近藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

これも、例年議題に上がってくるものですが、特別支援学級に通う子どもたち、基本は教科書は通常学級の子どもたちと同じものを使うけれども、多様な状況があるから、その多様な状況に合わせて教科書を個々に選定するということですね。まして子どもたちは1年1年進級をするわけですから、毎年進級をした新たな学年で新たな教科書を選定するという意味合いだというふうに思います。

特によろしいですか。

古川委員 ちなみになんですが、今の6年生の状況の情報を中学校で得て、そういう子どもたちが入ってくるであろうことを想定した選択になっているということですが、その情報はこういった場所で情報交換をされるのでしょうか。

指導課長 中学校の先生が小学校に行ったりだとか、あるいは小学校の先生が中学校に行ったりだとかして、特別支援学級は常にそういう情報交換をしていると聞いています。今回、特にその選定資料、申請理由及び結果報告をまとめるに当たっては、この6月の期間中にやはり情報交換をしていると伺っております。

古川委員 例えば定例的な会があるというわけではなく、常に、例えば教科書選択の時期になれば、そのことで行ったり来たりとか、不定期なというか。

指導課長 もちろん定例的な情報交換というのはなされていると聞いています。ただ、この時期はやはり教科書の選定がございまして、特段この教科書に関しての情報交換が6月の期間中に行われたというものでございます。

古川委員 ありがとうございます。

近藤委員長 特になければ先へ進みますが、よろしいですか。

(な し)

近藤委員長 それでは、平成26年度九段中等教育学校後期課程用教科用図書採択のことでご説明をください。お願いします。



指導課長

それでは、九段中等教育学校の後期課程、いわゆる高等学校部分で使用する教科書の選定にかかわるご協議をこれからお願いしたいと思います。

こちら、5月23日にご説明したスケジュールのとおり、7月16日火曜日に選定理由及び結果報告を事務局にご提出していただいたものを踏まえて、本日ご協議いただくものでございます。

中等教育学校の後期課程については、高等学校部分ということで、生徒の状況、学力の幅等に差があり、またカリキュラム、いわゆる時間割の編成についても、学校の創意工夫がありますので、後期課程の教科書につきましては、学校長の権限で選定したものを教育委員会に報告し、教育委員会の皆様に最終的に採択していただくという手続となっております。

こちら、詳しくは統括指導主事よりご説明申し上げますが、1点だけ私から補足説明をさせていただきたいと思っております。6月下旬に話題となりました日本史の教科書について、若干補足説明を申し上げます。

既に、委員の皆様、新聞報道等でご承知かとは思いますが、国旗掲揚と国歌斉唱について、ここは引用ですが、「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」と記した実教出版の『高校日本史』教科書について、東京都教育委員会が、使用は適切ではないとする見解を議決した件です。

本区において当該教科書を使用する対象学年としては、九段中等教育学校の後期課程が対象となります。しかし、日本史については山川出版、『詳説日本史』を5年生で、『詳説日本史 改訂版』を6年生で使用しており、当該教科書は使用していません。なお、九段中等教育学校が使用している教科書では、国旗国歌法成立という事実のみの記載となっております。平成26年度使用教科書においても、日本史は山川出版の教科書を選定委員会が選定したという報告がございました。倫理の『高校倫理』を4年生で、政治・経済の『高校政治・経済 新訂版』を6年生で、実教出版の教科書を使用しており、昨年度より引き続き選定しております。ただし、その内容には国旗国歌の問題については触れられておりませんことをご報告申し上げます。

なお、本日は、九段中等教育学校の校長先生と副校長先生が出席しておりますので、あわせて報告申し上げます。

それでは、統括指導主事から詳細を報告させていただきます。

統括指導主事

それでは、ご説明させていただきます。

資料としまして、「平成26年度使用 九段中等教育学校後期課程用教科用図書採択」をご覧ください。

まず、九段中等教育学校後期課程の教科書採択の基本方針についてご説明申し上げます。資料18ページ、資料3をご覧ください。

中等教育学校の後期課程につきましては、1の(1)にございますように、学校の選定結果を総合的に判断し、教育委員会が採択するという事になっております。また、1の(3)にございますように、生徒の実情等を十分配慮することとなっております。そのために、3の(1)、「教科書の選定について」にございますように、「教科書選定委員会」を設置し、(2)

東京都教育委員会が作成した「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、学習指導要領の目標や生徒の実態、学校の指導内容や指導方法に照らした教育効果等を踏まえながら、教科書の調査研究及び選定作業を実施したということでございます。

教科書選定委員会設置要綱につきましては、1枚おめくりいただきまして、19ページ、資料4でございます。

また、選定委員会名簿は20ページ、資料5としてお示ししております。

その選定結果につきましては、4ページをご覧ください。

7月16日付25千九中等発第398号をもちまして、選定理由書とともに選定結果が事務局に提出されております。その選定結果をまとめたものが1から3ページでございます「平成26年度使用 千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科用図書選定結果一覧」でございます。

この選定結果一覧をご覧ください。

教科、各科目別に選定した教科書の名前、使用学年が記載されております。その中で、科目（種目）の名前に下線が引かれているところがございます。例えば「現代文B」や「古典B」など、約11の科目で下線が引かれておりますが、これは次年度初めて本校において採択する科目ということになります。また、備考欄に「替」という文字が一文字入っている部分がございます。これにつきましては、前年度、つまり平成25年度に使用している当該学年の当該科目の教科書から採択替えを行うことを示しております。これらの選定理由につきましては、5ページから一覧にまとめておりますので、こちらをご覧ください。

中等教育学校後期課程教科用図書の選定についての私からの説明は以上でございます。

指 導 課 長 何か学校から補足があればと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

近 藤 委 員 長 ありがとうございます。

では、ご質問はいかがでしょうか。

今ご説明いただいた中等教育学校の後期課程、子どもたちの実態が、各学校によって、同年代の子どもたち、各学校によっていろいろ実態が違うところがあり、だからその子どもたちの実態に合わせて学校長が最終的に判断をしてというご説明をいただきました。

私からよろしいですか。今、教科書が新たに替わったところ、この備考欄に「替」という字がついているということでありましたけれども、外国語のところ、で、「替」というのが非常に多いですね。しかも、6学年ですか、何か基準が新たなものに合わせていくという意味での「替」が多くなっているということでしょうか。

指 導 課 長 学習指導要領が改訂されまして、学年進行で教科名がかわったりだとか、あるいは教科書の内容が検定等でかわったりとかしますが、やはり学校では、子どもたちの実態、それと授業の形態の工夫だとかを鑑みまして、例え

ば英語表現 I であれば、使用場面がはっきりしていて、易しいところから難しいところまでのステップが工夫され、発展できるように工夫されているだとか、あるいはオーラル・コミュニケーションだとかというのは、英語を使わせる場面と言語材料が効果的に配列されていて、テキストの構成もシンプルで、授業で行うときに工夫がしやすいだとか、そういった選定理由をもって、「替」というような形になってございます。これは、中等教育学校が、やはりその子に応じた、その学年に応じた教科書を選定した結果、「替」が多くなっていると解釈をしております。

近藤委員長

今のご説明で、質問した内容について理解はできるのですが、基準がかわって、それに合わせた形で教科書がかわっていくということは当然のことだと思いますけれども、子どもたちの実態に合わせていくということのご説明だけだと、非常に曲解をすると、教師がかわると教科書がかわるといふ解釈も成り立ってしまうので、そのあたりを心配しての質問でもあったわけですが、校長先生がいらっしゃっていますが、そのあたりについては、校長先生からは何かお話をいただけますか。

九段中等教育学校副校長

特に外国語（英語）につきましては、対象となる検定教科書が他教科に比べて多いということがありまして、まず選ぶべき母数が非常に多いということは事実としてあるかと思えます。まず、それが1つです。

それから、いわゆる暗記型の知識が一定の分量あって、それをまずしっかりと学ばせるという側面よりは、どちらかという、活用の側面が強い教科書でございます。そういったことから、むしろ本校の場合は、使用する教科書を固定せず、特に英語ですので、学力の差も大きく、また学年による学力状況ですとか、授業規律等も違いますし、そしてまた、この前の移動教育委員会でもご覧いただきましたように、授業では非常にコミュニケーションを重んじていますので、担当する教員と生徒との相性といいたし、授業の進め方の丁々発止といいたし、今年のこの学年をこの先生が担当するとなるとどういった教科書が一番最適なのかということ、数多くの検定本の中から、年によって、むしろ固定化しないで、弾力的に適切なものを毎年選定しているという側面は大きいと思えます。確かに英語は、毎年「替」という字がついているということは事実ではあると思えますが、学校としては、生徒の状況と指導者側の状況等、もろもろを総合的に判断いたしまして、最適なものを選定してきていると考えているところです。

近藤委員長

かわるということが、私が質問した意図とは全く逆にといい、反対にといい、よい意味で解釈しているということですね。わかりました。

そのほか、どうぞ。

古川委員

今のことですけれども、たしか去年も英語の教科書の「替」が多いんではないかという話が出ていたと思うんですが、九段の経営評議会などに伺って、英語の授業研究をとて熱心に取り組まれているなという印象が私はとても強いです。KUDAN Can-Doリストなど、6学年まで通

した流れを細かく目標設定されて、日々ご研究されているという印象が強いので、この「替」の文字を見ると、前向きな、チャレンジ的な、前進しているような印象を持って拝見していました。

以上です。

近藤委員長  
中川委員

ほかはいかがでしょうか。

非常に単純な質問といえますか、下に下線が引いてあるところで、例えば2ページですけども、「物理基礎」「物理基礎」ということで、4年生と6年生の教科書が「基礎」になっているんですけど、それから、下のほうでも、「化学基礎」「化学基礎」で、5年と6年ということになって、6年のほうに下線が引いてあるんですけども、この「基礎」というのが、6年でも「基礎」という言い方をするというのはどういう内容なんでしょうか。

指導課長

学習指導要領の改訂に伴いまして、科目名が変更になっております。それに基づきまして、学年進行で科目名が変わる場合がございますので、6年においても新しい科目で履修をさせるという計画になった場合には、「物理基礎」という科目の教科書を選定するものになっております。

その他の科目、「化学基礎」も同様で、これは、昨年5年生のときに採択、選定したものを引き続き同じようなものを選定しているという状況もございます。一番には、4年生についてですが、4年生は、本校の生徒が「物理基礎」を履修する生徒が非常に多いと、また基本的な内容に絞って詳しい記述が多いためということで、こちらは「物理基礎」を選定しているものです。

近藤委員長  
中川委員  
九段中等教育学校副校長

補足など。

これは、同じ教科書なんですか。4年生も6年生も。

前段のご質問については、「物理基礎」というのがあるわけですが、例えば「物理応用」というのが学習指導要領上あるわけではないです。4年生のうちに「物理基礎」というものを学習し、そして6年生になるとさらに難しい「物理応用」というような教科を学習するという形には、もともと学習指導要領上なってはいないということです。ほかの化学、生物についても同じなのですが、「物理」という科目と「物理基礎」という科目、そういった名称の科目しかないということです。「物理基礎」でも「物理」でも、どちらを選んでも、それは学校の判断ということになっています。

また、数学と理科は、現在の5年生が、昨年、高校1年生段階のときから、新学習指導要領が先行実施されていますので、数学と理科だけは来年の6年生も新学習指導要領の教科書です。そして、4年生はもともと、来年進級したときから全て新学習指導要領の教科書ですので、同じ「物理基礎」となります。さらに来年の6年生は、物理と数学以外は、旧学習指導要領に対応した教科書を選ぶという移行段階ですので、今回の選定においては錯綜している部分があることかと思えます。

近藤委員長  
指導課長

はい、どうぞ。

先ほどの4年生と6年生の「物理基礎」の使用教科書が同じかどうかとい

うご質問ですが、こちら、選定理由についております資料2の10ページをご覧ください。

こちらに、物理基礎、104、数研、平成23年検定済、物理基礎の307という教科書記号番号がございます。こちらが同じになっておりますので、同じものを使用します。6年生においては、こちらの選定理由にありますように、4学年に学習した内容を復習しということですので、4年生は新たに勉強しますけれども、6年生は同じ教科書を使って入試に備えるというものでございます。

近藤委員長 何かございますか。先へ進んでよろしいですか。

(なし)

近藤委員長 それでは、特にないようですので、先へ進みたいと思います。

## ◎日程第2 報告

### 子ども総務課

#### (1) 千代田区立神田一橋中学校の位置変更

近藤委員長 日程第2、報告に入ります。

子ども総務課長より報告願います。

子ども総務課長 それでは、報告の第1番目、千代田区立神田一橋中学校の仮移転に伴います告示についてです。

「千代田区教育委員会告示第17号」という資料をご覧ください。

こちら、この教育委員会でも既にご説明しておりますが、神田一橋中学校は、改修工事のため、旧九段中学校の校舎において当面の間授業等を行うこととなります。そのため、こちらの千代田区富士見一丁目一番6号を仮移転先とします告示を行ったという報告でございます。

仮移転先における学校教育期間につきましては、平成25年9月1日から26年8月31日までを予定しております。

報告は以上です。

近藤委員長 ありがとうございます。

ご質問ございますか。

(なし)

近藤委員長 特になければ先へ進みます。

## ◎日程第3 その他

### 子ども施設課

#### (1) 九段小学校・幼稚園施設整備について

### 指導課

#### (1) 今後の中等教育の在り方について

近藤委員長 それでは、各課長より何か報告はございますか。

子ども施設課長

施設課長。

九段小学校・幼稚園の整備につきまして、「九段小学校・幼稚園施設整備について」という資料をご覧ください。

本件につきましては、前回の教育委員会の中でもご案内させていただいたところではございますが、このたび基本設計の業者を選定するために、公募型のプロポーザル方式による提案書の募集を実施しております。

九段小学校・幼稚園につきましては、大正15年に竣工して、築80年以上は経過しております。施設の老朽化への対応とともに、より良好な教育環境の整備が求められているところです。一方で、現校舎につきましては、関東大震災における復興小学校ということで、歴史的な価値が今注目されているところから、施設整備に当たりましては、安全性の確保とともに、今日的な教育課題に対応できる教育環境を創出する中で、いかに現校舎の歴史的価値を継承させていくかということが課題でありまして、こうした課題解決に向けまして、広く事業者からの提案を求めべく、公募型プロポーザルにより提案書を募集するものでございます。

現在の進捗状況等について報告をさせていただきます。記書き以下になります。

概要としましては、本件の業務名は、区立九段小学校幼稚園施設整備基本設計業務ということで募集をしております。このプロポーザル方式による提案書の募集につきましては、7月8日の月曜日、区のホームページにて公表を開始いたしました。その公表している資料に関する質問の受け付けを同日、7月8日から16日の間で行いました。回答は、7月18日に区のホームページにて公表をいたしております。また、参加申込書受け付けを7月16日から19日の間で行いました。

2番目として、応募状況でございますけれども、参加の申し込みが10者ございまして、その書類選考の上、今度、提案書の提出を要請する業者につきましても、10者ということになっております。

今後の予定でございますけれども、提案書の提出が8月16日金曜日まで、その提案書の提出を受けまして、第1次審査ということで、第2次審査におきましてプレゼンテーションを実施する事業者の選定が9月上旬。そして第2次審査におきましてプレゼンテーション、またヒアリングを行いまして、最優秀の提案者及び次点者を9月中旬に決定するという流れで、現在手続が進められているところであります。

報告は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問はいかがでしょうか。

中川委員

このホームページをチェックすればよかったですけど、こういう形で、こういう条件で公募をします、ホームページに上げますということは、こちらで説明してくださいましたでしょうか。

近藤委員長

どうぞ。

子ども施設課長 実は、前回の教育委員会の前日に公表が始まっておりまして、9日のときには、プロポーザルを行いましたという報告が漏れておりました。申しわけございません。

中川委員 基本的にどういう形にするというのは、教育委員も知っておいたほうが良いと思うので、どういう条件で公募しますよということは事前に教えていただいてもよろしいんじゃないかなと思うんですが。

近藤委員長 何かございますか。

子ども施設課長 申し訳ありません。スケジュールとして本年度設計をさせていただきたいというご説明は以前させていただきましたが、本件プロポーザルに関し実施したというご報告が遅れてしまいました。

近藤委員長 お答えをいただきましたけれども、私どもは非常勤職なので、なかなか情報が入ってこない。よほど気をつけていないと。今、中川委員も話をしましたけれども、教育委員会のホームページを自分で開いたりしないと、なかなか情報が入ってこない、月2回の定例会だけではという心配からだと思います。ぜひそのあたり、気をつけていただいて、詳細にお話しいただければありがたいというふうに思います。

子ども施設課長 今後、今おっしゃられたところをやっていきたく思いますので、よろしくをお願いします。

近藤委員長 よろしく、どうぞお願いいたします。

中川委員 少しつけ加えさせていただければ、九段小学校というのは復興小学校ですか、復興小学校としてどうするのかということもあります。また、九段小学校に、今後、通級対応施設をどうするかという細かいことは事前に私たちも知っておいたほうが良いと思います。そのあたりが、いつもほかの学校の設計や何かでもそうですけど、後になってわかるということがすごく多いので、気をつけていただけるといいなと思います。

近藤委員長 どうぞ。

教育長 実は、今回のプロポーザルは、これまでの設計者を決めるプロポーザルと少し違っていまして、まさに今、中川委員も言われたように、復興小学校の取扱いが大きな課題としてあるわけです。これをどうするかということについては、昨年度1年間、いろいろ学校関係者と協議したんですけども、結論が出ませんでした。イメージ保存的なことで建てかえてもいいんじゃないかという意見が多かったんですけども、一方でやはり大事な歴史的な価値をできるだけ残すことも考えなければいけないといった考えも示されました。今回のプロポーザルは、その点を設計者に提案していただく訳ですが、大事なことはその評価の方法となります。

そのため、評価については、行政だけでなく、審査委員に今回3人の有識者、建物保存の専門家、景観意匠の専門家、学校建築の専門家、そういう方に入ってきていただいて、先ほど10者ありましたけども、10者が提案してきたら、それを評価していただきます。そういう経過を経た後のものを協議会にお出しして、それを基本にたたいていただき、同時に、教育委員会の中でも

その作業はやっていきたいと思っております。ですから、決めるのは設計者ですけれども、中身については、ここで固定したものにはなりません。いろいろ考え方があると思います。全面的に保存した上で新たな施設をつくる、あるいは、本当にイメージ保存もあるでしょうし、一部残して、あとは新しくするとか、いろんな提案があると思いますが、それを客観的に専門家に評価していただいて、その後、それをもとに詳細を検討していくと、そういうプロポーザルです。ですから、先ほどの特別支援の話はどうするかということなどは、今回あまり条件として入っていません。そのあたりは、細かいところは今後決めていくということです。たまたま質問の中ではそういう話がありましたので、それに対しては、特別支援学級は考えていませんけれども、その機能は必要だということに答えてあります。

近藤委員長

よろしいですか。

特殊な状況にあるという部分、今、教育長からご説明をいただいて、理解はできていると思います。ただ、事前にそのあたりの状況も、できればお話しただければもっとよかったかなというのが、そういう考えをそれぞれが持っているんだろうと思います。どうぞ、今後はよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、先へ進みます。

その次の件は、これは指導課長でしょうか。

指導課長

今後の中等教育の在り方検討について報告を申し上げたいと思ひます。

まず、この検討をするに至った経緯でございますが、平成24年第3回定例会、昨年(平成23年)の第3回定例会におきまして、議員から、少子化を踏まえた今後の中等教育の方向性についてのご質問がございました。その際、区長の答弁で、「これまでの千代田区の教育を検証し、よりよい教育はどうあるべきかというさまざまな観点からの課題の整理をしておかなきゃいけないんだろうと思ひます。その中で、将来、中等教育の将来像について議論をすると思ひますが、これをつくるか、つくらないかは教育委員会に判断を委ねたいと思ひます。」という答弁がございました。つまり今後の中等教育の在り方を考えていく際には、これまでの千代田区の教育を検証すべきであるということになります。その検証すべき内容が、お手元の資料にあります「千代田区の中教育将来像」、これに基づいて検証すべきだろうと指摘されたところでございます。区長も、それは教育委員会に委ねますということで、この検討を進めることとなりました。

こちら、概要版になっておりますが、一番裏を見ていただきますと、平成14年11月発行となっております。こちらが、もう既に将来像を示されてから約10年経っているということで、一定の検証をすべきタイミングであろうと教育委員会事務局としては認識しているところでございまして、検討を始めたところでございます。

もう1枚、ステープラーどめでお示しました資料ですが、今後の千代田区の中教育の在り方検討委員会というものを設置し検討していきましょう



ということで、要綱を定めております。

目的につきましては先ほど述べましたとおりですが、「所掌事項」、こちらに、繰り返しになりますが、(1)「千代田の中等教育将来像」の検証に関すること、まずこちらを進めてまいります。その中で、(2)児童・生徒の増減に伴う諸課題に関すること、少子化問題に対しまして、やはり今後、児童・生徒数が減っていくことによって、中等教育の在り方も大きな諸課題にぶつかるであろうと、その諸課題を洗い出しながら対策を考えていきたいと思いますというものでございます。また、その他、検討を要すること、検討を進めていく中でさまざまなものが出てくると思っております。

第4条の「構成」をご覧ください。

検討委員会は、別表1に掲げる者とするということで、2枚目の資料、別表1、こちらの学識経験者、公立学校関係者、教育委員会事務局、教育研究所の委員をもって構成されているものでございます。

委員の任期は、平成26年3月31日までとし、年度で切るものでございます。

なお、1枚目の要綱の第7条の欄をご覧ください。検討委員会は、委員長が招集するとなっておりますが、委員長は、必要があると認めたときは、先ほども説明申し上げました第4条に定める委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる、となっておりますので、この構成委員以外でも適宜招集することが可能となります。

それで、第1回目の開催を、既に調整を始めているところでございます。8月23日、3枚目の資料になりますが、8月23日を第1回目として、まずこの会の検討、所掌事項等の確認をさせていただいて進めてまいりたいと思っております。

なお、今回は、別紙1にもありますように、どちらかというと、学校関係者の方が集まっております。まず、そこで今年度議論をしまして、もっとこの課題が大きくなるかと予想されております。次年度、区民の声を聞くというような方向性も踏まえながら、今年度末にはこの検討委員会のまとめを出してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、2カ月に1回程度の委員会を開催しまして、早急にこの問題の結論を出すというのではなく、まず今年度、しっかり内部で検討した上で、また広く区民の声を聞いてまいりたいと思っているものでございます。

報告は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問はございますか。

市川委員

質問じゃないんですけど、そういうことが議論の議題になるかどうか、私は当然この新しくできる委員会での議論になると思うんですけども。前々から、私は申し上げておったんですけども、小学校を卒業して区立の学校へ進学するときに、100人ぐらいが、いい、悪いも含めて、私学へ行くと。

極端に小学校の数と中学校の数というのは、在籍している生徒の数もそうですし、バランスが悪いというか、通常では考えられないくらいなるわけですね。これは、子どもと保護者の思考であるとか、選択であると言えばそれまでですけれども、そういうことを頭から認めるんじゃなくて、どうしてそういうことになるのか。これはいろんな方に意見を聞いてみると、私立に入れば高等学校までは安泰に行けると、近ごろは、高等学校だけじゃなくて、大学までそのまま行けるのがいいんだと。そういう意味で、私立へ進学する子ども、保護者の方の意向が強いんだということを述べる方がかなりいらっしやるんですね。

私は、それはそれとして、こういうことで本当に義務教育はいいのかなと、それはもう、もっと大きな問題につながってってしまうんですけども。ある私学の御所が言っていたことがあるんですよ、公立学校というのは、言葉は悪いんだけど、落ちこぼれを拾ってくればいいんだと。エリートは私立の学校が教育するよ、というようなことを、某大新聞に発表しているんです、そういう意見をね。私はそうではないだろうと思うので、そのあたりも頭の隅において議論をしていただければと思います。

近藤委員長

ありがとうございます。

これは早急に結論を出してということではないですね。さっきお話があった、まず内部での意見をまとめてといいましょうか、その後、しばらくかかりながら最終的なものをつくり上げていくということのようです。

教 育 長

平成14年に中等教育将来像をつくったときも、まさにこの表紙の裏面の3番にありますけれども、「私立学校への進学者が多いのは、区立中学校の魅力の減少と受けとめ、公立学校における教育の復権に努める」というのが大きな課題ということで、その解決策の1つが区立の中等教育学校の設置だったわけです。確かに区立中等教育学校を設置した後は、その以前と比べて、区立の中学校、中等教育学校に行く割合は増えたことは増えたんですけど、今、市川委員が言われたように、まだ半分近くが、6年生から進学するときに、私学に行っている状況があります。全国的に子どもが少なくなる傾向があるわけですけども、千代田の場合は、その前に、まだ半分近く区民のお子さんが残っているわけです。ですから、そういったお子さんを、在来中学校を含めて、できるだけ区立に来ていただくということが、もともと区立を志望していた子に対してもいい影響を与えると思うんです。今ご指摘いただいた点というのは大きな課題の1つで、なぜそうなのかということも、もう一度、検証して、新たな中等教育将来像の中で、解決策を提案していけたら良いと思っています。

以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

そのほかは何かございますか。よろしいですか。

(な し)

近藤委員長

それでは、そのほかは何か議題としてございますか。よろしいですか。

(な し)

近藤委員長

特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。  
次回、8月13日は休会として、8月27日に開会をしたいと思います。